

大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会ロゴタイプ及びキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会ロゴタイプ（以下「ロゴ」という。）及び同協議会キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(使用許可申請及び使用許可)

第2条 ロゴまたはキャラクターを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会会長（以下「会長」という。）に大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会ロゴタイプ・キャラクター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

2 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会ロゴタイプ・キャラクター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）により通知するものとする。

3 会長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

4 キャラクターの使用において次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。ただし、事前に使用見本を会長に提出すること。

- (1) 大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会（以下「協議会」という。）事務局が広報活動を目的として使用する時。
- (2) 長崎県及び社団法人長崎県観光連盟が広報活動を目的として使用する時。
- (3) 協議会に属している市町及びその所管する観光協会が広報活動を目的として使用する時。
- (4) 大河ドラマ館の運営主体が広報活動を目的として使用する時。
- (5) 報道機関が報道または広報の目的で使用する時。

(申請書の添付資料)

第3条 申請書にはロゴまたはキャラクターを使用しようとする商品の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴまたはキャラクターを使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の期間)

第4条 ロゴ及びキャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から平成22年12月31日までとする。

(使用許可の制限)

第5条 会長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴ及びキャラクターの使用を許可しないものとする。

- (1) ロゴ及びキャラクターを指示された色、形状等に沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 大河ドラマ「龍馬伝」の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用、またはそのおそれがあると認めるとき。
- (5) その他会長がロゴ及びキャラクターの使用について適当でないとき。

(使用責任)

第6条 会長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴまたはキャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、ロゴまたはキャラクターの使用に際して、故意または過失により協議会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用許可の変更)

第7条 使用者は、許可事項に変更が生じるときは、大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会ロゴタイプ・キャラクター使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書及び変更後の見本を添えて会長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴ及びキャラクターを使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

2 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会ロゴタイプ・キャラクター使用許可変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(使用許可の撤回届)

第8条 使用者は、本件ロゴ及びキャラクターを使用する必要がなくなったときは、大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会ロゴタイプ・キャラクター使用許可撤回届（様式第5号）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて会長に提出しなければならない。

(使用許可の取消事由)

第9条 会長は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要綱または許可条件に違反したとき。

(2) 申請内容と異なるとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 会長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第10条 会長は、使用を許可したロゴ及びキャラクターの使用状況について、調査をすることができる。使用者は会長から要請を受けた場合は、ロゴまたはキャラクターの使用実態を報告及び使用商品等を提供しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第11条 会長は、ロゴ及びキャラクターの使用の許可にあたり取得した申請者の個人情報を、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）を準用し、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第12条 ロゴ及びキャラクターの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にロゴ及びキャラクターを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月13日から施行する。